

芸 西 村 議 会
会 議 録

令和8年 第1回 臨時会

(令和8年1月14日)

会 議 録 目 次

【第1日】 令和8年1月14日（水）

出席（欠席）議員・説明のため出席した者・事務局出席者	1
日程第1 会議録署名議員の指名	2
日程第2 会期の決定	2
日程第3 議案第67号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	2
日程第4 議案第68号 議会の議員に対する期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例	3
日程第5 議案第69号 芸西村長等に対する給料等の支給に関する条例の一部を改正する条例	3
日程第6 議案第70号 令和7年度芸西村一般会計補正予算（第5号）	4
日程第7 議案第71号 令和7年度芸西村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	5
日程第8 議案第72号 令和7年度芸西村簡易水道事業会計補正予算（第4号）	6

令和 8 年 第 1 回芸西村議会「臨時会」 議事日程

令和8年1月14日

日 程 第 1 会議録署名議員の指名

日 程 第 2 会期の決定

日 程 第 3 議 案 第 67 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

日 程 第 4 議 案 第 68 号 議会の議員に対する期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例

日 程 第 5 議 案 第 69 号 芸西村長等に対する給料等の支給に関する条例の一部を改正する条例

日 程 第 6 議 案 第 70 号 令和 7 年度芸西村一般会計補正予算（第 5 号）

日 程 第 7 議 案 第 71 号 令和 7 年度芸西村国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）

日 程 第 8 議 案 第 72 号 令和 7 年度芸西村簡易水道事業会計補正予算（第 4 号）

招 集 年 月 日 令和8年1月14日

招 集 の 場 所 芸西村役場議場

開 会 時 間 午前9時00分

応 招 議 員

番号	氏 名	出欠	番号	氏 名	出欠	番号	氏 名	出欠
1	堀 川 友 久	○	2	坂 本 史	○	3	山 本 俊 二	○
4	濱 田 圭 介	○	5	安 岡 公 子	○	6	西 笛 千代子	○
7	岡 村 俊 彰	○				9	岡 村 星 弥	○
10	仙 頭 一 貴	○						

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職・氏名

職 員	氏 名	職 員	氏 名	職 員	氏 名
村 長	松本 巧	副 村 長	都築 仁	教 育 長	山内 將利
総 務 課 長	長崎 寛司	会 計 管 理 者	高松 千恵	健康福祉課長	荒井 祐輔
土木環境課長	山本 裕崇	企画振興課長	池田 加奈	教 育 次 長	佐藤 大輔
総務課長補佐	手島 真由美	健康福祉課長補佐	池田 豪	健康福祉課長補佐	松井 久美
健康福祉課長補佐	小松 司沙	産業振興課長補佐	常光 紘正	企画振興課長補佐	岡村 公順
教育委員会課長補佐	岡村 まきみ				

職務として出席した者の職・氏名

議会事務局長	藤川 薫
--------	------

【議事の経過】

令和8年1月14日（水）

〔9：00 開会〕

《開会》

○ 仙頭 一貴 議長

ただいまの出席議員は9名です。定足数に達しておりますので、令和8年第1回芸西村議会臨時会を開会します。

本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

《日程第1》

○ 仙頭 一貴 議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、本臨時会を通じて、7番岡村俊彰君、9番岡村星弥君を指名します。

《日程第2》

○ 仙頭 一貴 議長

日程第2、会期の決定についてを議題にします。本臨時会の会期につきましては、本日1日限りにしたいと思います。これにご異議ありませんか。〔「異議なし」の声〕

異議なしと認めます。

従って、会期は本日1日限りと決定しました。

《日程第3》

○ 仙頭 一貴 議長

日程第3、議案第67号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題にします。提案者の提案理由の説明を求めます。

長崎総務課長。

○ 長崎 寛司 総務課長

おはようございます。議案第67号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を説明いたします。

本改正は、令和7年の人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に合わせまして、芸西村の一般職職員の給与の改定を行うものです。令和7年4月時点での民間給与との均衡を図るため、4月に遡って月例給及び通勤手当を改定し、かつ人材確保の観点等から若年層に重点を置いて基本的な俸給を引き上げるものです。

あわせて期末手当、勤勉手当についても同様に、民間との均衡を図るため、平均支給月数を0.05月分引き上げるものです。支給月数の引上げ分は、民間の支給状況等を踏まえ、期末手当及び勤勉手当等に均等に配分しております。

施行期日は、第1条の期末勤勉手当の支給率と給料表の改定に関して、令和7年4月1日に遡って適用し、第2条の令和8年度の期末勤勉手当の支給率の改定は令和8年4月1日からの施行としております。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 仙頭 一貴 議長

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。
討論なしと認めます。
これから議案第 67 号を採決します。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
全員挙手です。
従って、議案第 67 号は原案のとおり決定しました。

《日程第 4》

○ 仙頭 一貴 議長

日程第 4、議案第 68 号議会の議員に対する期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例を議題にします。提案者の提案理由の説明を求めます。

長崎総務課長。

○ 長崎 寛司 総務課長

議案第 68 号議会の議員に対する期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例を説明いたします。

本改正は、令和 7 年の人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じて、特別職の国家公務員の特別給が年間 0.05 月分引き上げられますので、特別職である議会議員の期末手当も同様に支給率の改定を行うものです。

令和 7 年度は 12 月に 0.05 月分引上げ、令和 8 年度は 6 月と 12 月に 0.025 月分ずつ、合わせて年間 0.05 月分の引上げを行うこととしております。

ご審議のほどよろしく願います。

○ 仙頭 一貴 議長

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これから議案第 68 号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

全員挙手です。

従って、議案第 68 号は原案のとおり決定しました。

《日程第 5》

○ 仙頭 一貴 議長

日程第 5、議案第 69 号芸西村長等に対する給与等の支給に関する条例の一部を改正する条例を議題にします。提案者の提案理由の説明を求めます。

長崎総務課長。

○ 長崎 寛司 総務課長

議案第 69 号芸西村長等に対する給与等の支給に関する条例の一部を改正する条例を説明いたします。

本改正は、令和 7 年の人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じて、特別職の国家公務員の特別給が年間 0.05 月分引き上げられますので、村長等特別職の期末手当も同様に支給率の改定を行うものです。

令和 7 年度は 12 月に 0.05 月分引上げ、令和 8 年度は 6 月と 12 月に 0.025 月分ずつ、合わせて年間 0.05 月分の引上げを行うこととしております。

ご審議のほどよろしく願います。

○ 仙頭 一貴 議長

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これから議案第 69 号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

全員挙手です。

従って、議案第 69 号は原案のとおり決定しました。

《日程第 6》

○ 仙頭 一貴 議長

日程第 6、議案第 70 号令和 7 年度芸西村一般会計補正予算(第 5 号)を議題にします。提案者の提案理由の説明を求めます。

長崎総務課長。

○ 長崎 寛司 総務課長

議案第 70 号令和 7 年度芸西村一般会計補正予算(第 5 号)について説明いたします。1 ページをお願いいたします。

令和 7 年度芸西村一般会計補正予算(第 5 号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 1 億 1867 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 72 億 3329 万 9 千円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正による。

2 ページをお願いいたします。

第 1 表歳入歳出予算補正。

歳入。

55 款 5 項、国庫負担金 1071 万 1 千円増。

10 項、国庫補助金 8579 万 9 千円増。

60 款 10 項、県補助金 19 万 2 千円増。

75 款 5 項、繰入金 2196 万 8 千円増。

歳入合計 1 億 1867 万円増になります。

3 ページをお願いします。

歳出。

5 款 5 項、議会費 39 万 8 千円増。

10 款 5 項、総務管理費 331 万 3 千円増。

10 項、徴税費 2 千円増。

15 項、戸籍住民基本台帳費 33 万 9 千円増。

25 項、統計調査費 21 万 8 千円増。

35 項、企画費 130 万 8 千円増。

15 款 5 項、社会福祉費 9209 万 2 千円増。

10 項、児童福祉費 1091 万 8 千円増。

20 款 5 項、保健衛生費 239 万円増。

25 款 5 項、農業費 396 万 3 千円増。

10 項、林業費 15 万 3 千円増。

35 款 5 項、土木管理費 94 万 4 千円増。

45 款 5 項、教育総務費 1 万円増。

20 項、幼稚園費 124 万 2 千円増。

25 項、社会教育費 117 万 4 千円増。

30 項、保健体育費 20 万 6 千円増。

歳出合計 1 億 1867 万円増になります。

今回の主な補正内容については、人事院勧告に基づく一般職員及び特別職の給与等の改正に伴い必要となる経費のほか、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けている子育て世帯への支援として、児童手当支給対象児童を養育する者に対し、物価高対応子育て応援手当として、児童 1 人当たり 2 万円を支給するための経費を計上するものです。

また、個人や事業者への支援として、重点支援地方交付金を活用し、地域振興券を発行するための経費を計上するものです。地域振興券の支給額は 1 人当たり 2 万円とし、18 歳までの子どもについては、これに 1 人当たり 3 万円を加算することとしております。

以上が令和 7 年度一般会計補正予算(第 5 号)の説明となります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○ 仙頭 一貴 議長

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これから議案第 70 号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

全員挙手です。

従って、議案第 70 号は原案のとおり決定しました。

《日程第 7》

○ 仙頭 一貴 議長

日程第 7、議案第 71 号令和 7 年度芸西村国民健康保険特別会計補正予算(第 3 号)を議題にします。提案者の提案理由の説明を求めます。

荒井健康福祉課長。

○ 荒井 祐輔 健康福祉課長

おはようございます。議案第 71 号を説明します。1 ページをご覧ください。

令和 7 年度芸西村国民健康保険特別会計補正予算(第 3 号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 116 万 3 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7 億 8005 万 8 千円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正による。

2 ページをご覧ください。

第 1 表歳入歳出予算補正。

歳入。

23 款 15 項、県補助金 18 万円増。

30 款 5 項、繰入金 98 万 3 千円増。

歳入合計 116 万 3 千円増となります。

3 ページをご覧ください。

歳出。

5 款 5 項、総務管理費 98 万 3 千円増。

25 款 5 項、保健事業費 18 万円増。

歳出合計 116 万 3 千円増となります。

本補正予算は、人事院勧告に伴う職員給与に関する補正となっております。詳細につきましては、歳入歳出予算事項別明細書のとおりです。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 仙頭 一貴 議長

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これから議案第 71 号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

全員挙手です。

従って、議案第 71 号は原案のとおり決定しました。

《日程第 8》

○ 仙頭 一貴 議長

日程第 8、議案第 72 号令和 7 年度芸西村簡易水道事業会計補正予算(第 4 号)を議題にします。提案者の提案理由の説明を求めます。

山本土木環境課長。

○ 山本 裕崇 土木環境課長

おはようございます。議案第 72 号令和 7 年度芸西村簡易水道事業会計補正予算(第 4 号)につきましてご説明いたします。1 ページをお願いします。

第 1 条、令和 7 年度芸西村簡易水道事業会計補正予算(第 4 号)は、次に定めるところによる。

第 2 条から補正内容をご説明いたします。第 2 条では、当初予算の第 3 条に定めました収益的収入及び支出の予定額を補正するものです。

収入。

第 1 款第 2 項、営業外収益 28 万 1 千円の増。

支出。

第 1 款第 1 項、営業費用 28 万 1 千円の増。

次の第 3 条では、当初予算の第 8 条に定めました議会の議決を経なければ流用することができない経費の予定額を補正するものです。

科目、職員給与費 28 万 1 千円の増。

次の第 4 条では、当初予算の第 9 条に定めました他会計からの補助金を補正するもので、28 万 1 千円を増額しました、3932 万 5 千円とするものです。

今回の補正予算は、令和 7 年人事院勧告に基づく給与改定等に伴う職員給与費を計上するものになります。

以下、3 ページから予算に関する説明書を添付しております。以上でございます。

○ 仙頭 一貴 議長

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これから議案第 72 号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

全員挙手です。

従って、議案第 72 号は原案のとおり決定しました。

《閉会》

○ 仙頭 一貴 議長

以上をもちまして、本会議に付議された事件は全て終了しました。よって、会議規則第 8 条の規定により、令和 8 年第 1 回芸西村議会臨時会を閉会します。

〔 9 : 18 閉会〕